

JMPA 電子出版時代の出版契約に関する意見交換会

譲渡契約の事例紹介 — 医学書出版社の例



株式会社 南 江 堂 出版部 横井 信

JMPA JMPA著作・出版権委員会作成の雛型

日本医書出版協会(JMPA)の譲渡契約関連の雛型

- 1. 出版等に関する契約書
- 2. 図版作成に関する業務委託覚書
- 3. 雑誌の著作権表記について
- 4. 他書からの電子出版も含めた転載許諾申請
- 5. 電子編集および電子メディア制作に関する業務委託覚書

その他、電子出版に際して必要と思われる権利処理

- 6. 開発会社との契約
- 7. 配信・販売会社との契約
- 8. ユーザーとの使用許諾契約
- ※雛型を参考に各社の責任で契約を締結する.
- ※締結状況

株式会社 南 江 堂 出版部 横井 信

JMPA 1. 「出版等に関する契約書」(JMPA雛型)

経緯

1990年8月 「編集著作物の複製権の信託的一時譲渡型出版契約雛型」 案

の作成

1990年9月 「出版等に関する契約書」として作成し 会員各社に雛型を配布

1998年2月 「同契約書」改訂版を作成・配布

2008年4月 「同契約書」一部修正版を作成・配布

2009年4月 「同契約書」を小冊子『編集者のため の著作権の知識と実務』への収載

※いずれも、JMPAの著作・出版権委員会が作成



JMPA 「出版等に関する契約書」(JMPA雛型)の構成

第1条 著作権者代表と編集著作権者の役割

第2条 複製権等の期限付き譲渡

第3条 複製等の責任

第4条 権利の存続期間

第5条 類似著作物の出版

第6条 原稿またはデジタルデータの引き渡しと 第26条 管轄裁判所

発行の期日

第7条 内容の責任

第8条 校正および索引作成の責任

第9条 費用の分担

第10条 著作者人格権の尊重

第11条 マルシー表示と複製権等譲渡の表示

第12条 増刷の通知義務

第13条 改訂版・増刷版の発行

第14条 本体価格・造本・部数等

第15条 贈呈部数等

第16条 複製権等譲渡の対価および支払方法・時期

第17条 契約期間終了後の頒布

第18条 複製権等の譲渡・質入

第19条 災害等の場合の処置

第20条 契約の解除

第21条 契約の有効期間

第22条 契約の自動継続

第23条 契約内容の変更

第24条 契約の尊重

第25条 クレーム処理

JMPA 「出版等に関する契約書」(JMPA雛型)のポイント

①表 題: 「出版等に関する契約書」

②頭 書: 著作物〇〇を書籍として出版し、電子メディア等に

利用することについての契約

③当事者: 著作権者全員の委託を受けた著作権者代表と出版

者⇒第1条

④目的・趣旨:複製権等の期限付き譲渡⇒第2条

⑤当事者の権利義務:契約によって生じる権利と義務

⇒出版者は著作権者としての権利の行使. ただし.

著者になじみのある従来の出版権設定契約に盛り

込まれている内容(頒布の責任, 増刷の通知義務,

改訂にあたっての協議等)は残す.

⑥対 価: 複製権等譲渡の対価・支払方法・時期⇒第16条

⑦有効期間: 第21条

JMPA ポイントの③ 契約当事者

第1条(著作権者代表と編集著作権者の役割)

- 1. 甲は添付別記の著作権者全員の委託を受けて, かかる著作権者を代表し, 標記の著作物(以下「本著作物」という)の著作権を行使する.
- 2. 甲は編集著作権者として素材の選択または配列, 執筆者の人選, 執筆要項の決定, 執筆内容の点検および修正, 著作権侵害の有無の確認等, その他本書の出版に要する諸事項の統括・調整の責にあたる.
- 3. 甲は前項の手続きについて、その一部を乙に委任することができる.

JMPA ポイントの④ 契約の目的と趣旨

第2条(複製権等の期限付き譲渡)

- 1. 甲は、本著作物を出版するにあたり、これを複製し譲渡する権利、送信にかかわる権利および上映にかかわる権利(以下、「複製権等」という)を、この契約の有効期間中乙に譲渡する.
- 2. 甲は、本著作物を電子メディア等に利用するにあたり、複製権等を、この契約の有効期間中乙に譲渡する.
- 3. 甲は、本著作物の翻訳・翻案等二次的著作物を作成するにあたり、翻訳・翻案権等の権利を、この契約の有効期間中乙に譲渡する.
- 4. 上記第1または第3項により譲り受けた権利の一部または全部の使用を、乙は、この契約の有効期間中、第三者に許諾することができる.
- 5. 甲は、乙が本著作物の複製権等の権利の移転を登録することを承諾する.
- 6. 本条において、甲は著作権者代表としてのみならず、編集著作権者としても、 本条にいう権利を乙に譲渡する.

JMPA ポイントの⑥ 譲渡の対価など

第16条(複製権等譲渡の対価および支払方法・時期)

- 1. 乙は、甲に対して、次の通り複製権等譲渡の対価を支払う.
- 1)実売部数1毎に、本体価格の●%を乗じた金額.
- 2) 一括納入等特別価格を設定した場合は、納入部数に特別価格の ●%を乗じた金額.
- 2. 支払時期は, 年●回(●月, ●月, ●月, ●・・・・・)実売部数を確定し支払う.
- 3. 乙が、第2条第4項にいう、複製権等の一部または全部の使用を、 第三者に許諾した場合は、当該複製権等の使用料から所要の経費 を控除した額の●%を甲に支払う.

JMPA A社の譲渡契約(雛型との違い)

■著作権の期限付き譲渡

全著作権者から委託を受けた著作権者代表は,契約期間中,著作権(著作権法第27条,28条・・・も含む)を譲渡する.

■著作者人格権の尊重

内容や題号に変更を加える場合,事前に著作者に承諾を得る. 電子出版に利用するために必要な範囲において加工・改変,見出し, キーワードの付与やデータベースへの格納等をあらかじめ承諾する.

■著作権譲渡対価および支払方法・時期

書籍は印税払い方式と一括原稿料払い方式電子出版については幾通りかのパターンを用意

- ・書籍に準じた対価・支払方法
- ・電子出版の価格・販売方法,対価等については別途協議

JMPA 2. 図版作成に関する業務委託覚書(JMPA雛型)

図版作成のための業務委託を行うに際し、委託者(出版者)を甲、受託者(デザイナー)を乙とし、次の通り本覚書を締結する.

第3条(著作権の帰属と制作費)

- (1) 本件図版の著作権(著作権法第27条, 同第28条所定の各権利を含む)は甲に帰属する.
- (2) 本件業務および前項に定める著作権の譲渡に関して、甲が乙に支払う作成費、著作権の譲渡対価およびそれらの支払い方法は別途甲乙間において定める.
- (3) 乙は、本件図版について、自らまたは第三者をして、甲または第三者に対し、著作者人格権を一切行使しないことを、確約する.

※契約締結状況

JMPA 3. 雑誌の著作権表記について(JMPA雛型)

雛型① "奥付"や"投稿規定"への表記

「本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能化権を含む)は、〇〇社が保有します。」

雛型②"執筆依頼状"や"執筆要項"への表記

「近年, 複写機やインターネットの普及によって, 著作物の無断複写が頻繁に行われるようになり, 結果として, 雑誌の販売部数が下降線をたどってきております. 無断複写等を防ぐために, 執筆の先生方と小社との間で以下のお約束をお願いし, 本誌を継続して発行させていただきたく存じます. なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます.

- 1. 本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能権を含む)は、〇〇社に譲渡されたものとします.
- 2. したがって, 前項の諸権利の許諾は小社が行います.

雛型③ "諾否の返信"への表記

「執筆依頼状・執筆要項の「著作権に関わる条項」を承諾します.」



雑誌の投稿・依頼原稿の著作権譲渡

■投稿規定の表記(B社)

著作権について

本誌に掲載される著作物の複製権・翻訳権・翻案権・上映権・譲渡権・公 衆送信権」(送信可能化権を含むは、B社が保有します。

■執筆依頼状の表記(C社)

先生

★お手数をおかけいたしまして誠に恐縮ですが、同封のハガキにて下記の「著作権について」の内容も含め、「諾」「否」のご返事を賜れれば幸いです.

雛型②の文章をカスタマイズして掲載

※なお、アグリゲーターとは別途契約を交している.

JMPA 執筆要綱の例(書籍) D社

編集会議などで説明、執筆依頼状や執筆要綱に譲渡を明記

◆著作権等についてのお願い

出版契約について

- ・編集者を執筆者の皆様(著作権者)の代表者として出版者(小社) と契約期間内という期限付きで、著作権譲渡の出版契約を交わす ことをご了承ください.
- ・上記の契約によって、本書に掲載する著作物の複製権、翻訳権・翻案権、上映権、譲渡権、公衆送信権等(送信可能化権を含む)は小社に譲渡されます.
- ・譲渡の対価とその支払方法は著作権使用料(印税)払い形式にて 売上部数に対応した金員をお支払いします.

JMPA 4. 他書からの電子出版も含めた転載許諾申請

(書籍で利用の場合)

著作権担当係 御中

転載許諾のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます. さて,ただいま (株)〇〇〇〇(郵便番号、所在地)より刊行予定の 著者/監修者/編集者

章•項

書籍名

への掲載原稿を準備中です.

つきましては、貴社/貴学会刊行の著作物の中から、次の図表/文章を転載させていただきたく、お願い申し上げます.

また,該当図表の複製(DVDなどの媒体を含む)および小社ホームページにおける公衆送信等に関しましてもあわせて利用許諾をいただきたく重ねてお願いを申し上げます.利用対象者は教科書として書籍(1)を採用している先生に限定し,ホームページではID・パスワード(もしくはIPアドレス)による管理を行います.

JMPA 5. 電子編集および電子メディア制作に関する業務委託覚書

電子編集および電子メディア制作のための業務委託を行うに際し、委託者を甲とし、受託者を乙とし、両者の間に次のとおり本覚書を締結する.

第1条 定義

第2条 甲乙の役割

第3条 制作費および支払方法

第4条 著作権の所在

第5条 データ等の取り扱い

第6条 プログラムの再利用

第7条 再委託の禁止

第8条 有効期間および更新

第9条 解約

第10条 データ等の返還

第11条 秘密保持

第12条 遡及効

第13条 誠実協議

JMPA その他、電子出版に際して必要と思われる権利処理

- 6. 開発会社との契約
- 7. 配信・販売会社との契約
- 8. ユーザーとの使用許諾契約
- 9. その他
 - ・臨床写真等掲載同意書(電子出版でも使う場合は別途用途を説明)